

**平成 30 年度 耐震対策緊急促進事業
(長周期地震動対策)
交付申請マニュアル (国への申請用)
(超高層建築物等 Ⅲ. 改修工事編)**

耐震対策緊急促進事業（長周期地震動対策）は、南海トラフ沿い巨大地震の発生が切迫している状況を踏まえ、超高層建築物等（高さが 60m を超える建築物及び地階を除く階数が 3 を超える免震建築物、以下同じ。）のうち①～③のいずれかの条件に該当するもの等について、国が民間事業者等に対し、詳細診断・補強設計・改修工事に要する費用の一部を予算の範囲内で助成するものです。

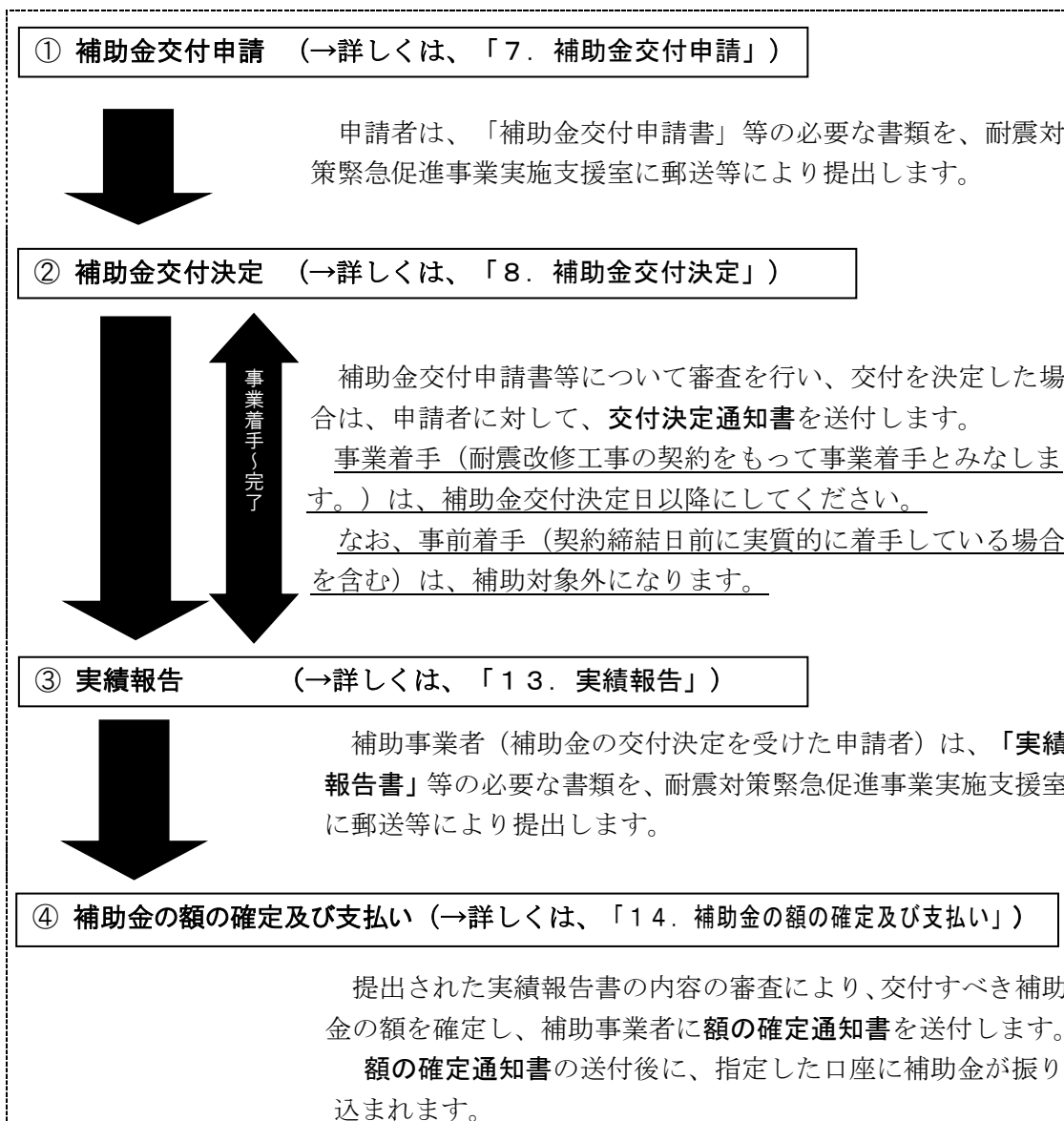
- ① マンションを含む区分所有建物で、長周期地震動対策の対象区域にあるもの
- ② 平成 12 年 5 月以前に建築されたもので、長周期地震動対策の対象区域にあるもの
- ③ 平成 12 年 6 月以降に建築されたもので、長周期地震動対策対象区域のうち、想定される地震動が非常に大きい区域（青の区域）又は比較的大きい区域（赤の区域）にあるもの

このマニュアルは、平成 30 年度において、長周期地震動対策の対象となる超高層建築物等について、地方公共団体に補助制度が整備されていない場合等に、民間事業者等が国に直接補助申請を行う際の手続きを解説するものです。

平成 30 年 4 月

耐震対策緊急促進事業実施支援室

◆ 手続きの概要・主な流れ (→詳しくは、「6. 手続きの流れ」)



手続きの詳細い内容については、次ページ以降をご覧ください。

1. 事業の主旨

耐震対策緊急促進事業（長周期地震動対策）は、超高層建築物等の所有者である民間事業者等が実施する長周期地震動対策としての詳細診断・補強設計・改修工事に対して、国が事業に要する費用の一部を助成するものです。

具体的には、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動による影響が大きい区域にある超高層建築物等であって、当該建築物等に対する補助制度が未整備である市区町村に所在するものについては、国（耐震対策緊急促進事業実施支援室^{*}）が窓口となって、直接的に耐震化に係る取組みを支援することとしています。

一方、地方公共団体による補助制度（社会資本整備総合交付金等を活用したもの）がある場合には、これを併せて適用することにより、耐震対策緊急促進事業のみの場合より多くの補助金を受けることが可能です。このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体（市区町村及び都道府県）に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせの上、十分に情報収集してから手続を進めてください。

地方公共団体の補助制度と併せて活用いただく場合は、当該地方公共団体が耐震対策緊急促進事業も含めた補助申請の窓口となります。

※建築物の耐震化を重点的かつ緊急的に促進するため、耐震対策緊急促進事業を行う者へ補助金の交付等を行う国の窓口として耐震対策緊急促進事業実施支援室（以下、「支援室」と略します。）を開設しました。

1. 1 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルの位置づけは、以下のとおりとなります。

		建築物の所在地の地方公共団体（市区町村及び都道府県）による当該建築物への補助制度の整備状況	
		整備されていない場合	整備されている場合
超高層建築物等	補助金の請求 窓口・方法	支援室が窓口となり、直接的に補助を実施します。	当該地方公共団体が窓口となり、国の補助と地方公共団体の補助を併せて実施します。
	対象行為		
長周期地震動対策 対象区域にある超 高層建築物等 [*]	詳細診断	I. 詳細診断編	当該地方公共団体にお問い合わせください。
	補強設計	II. 補強設計編	
	改修工事	本マニュアル	
長周期地震動対策 対象区域外の超高 層建築物等	詳細診断	(国からの直接補助 はありません。)	
	補強設計		
	改修工事		

※ マンションを含む区分所有建物であるもの及び平成12年5月以前に建築されたもので、平成28年6月24日付国住指第1111号「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」（以下「**長周期通知**」という。【別紙4】）に示す長周期地震動対策の対象区域にあるもの並びに平成12年6月以降に建築されたもので、長周期地震動対策の対象区域のうち、青又は赤の区域にあるもの

（対象区域：国土交通省HP内「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策について」〈関連資料〉を参照）

耐震対策緊急促進事業が対象とする建築物には、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び超高層建築物等がありますが、本マニュアルは、長周期地震動対策の対象となる超高層建築物等を対象とするものです。

また、長周期地震動対策の対象となる超高層建築物等を対象とした補助には、①地方公共団体による補助制度が未整備な場合などで国が単独で補助する場合、②地方公共団体の補助制度と併用する場合があります、本マニュアルは①のケースの手続きを示したものとなります。

耐震対策緊急促進事業（長周期地震動対策）に係る手続きは、Ⅰ. 詳細診断、Ⅱ. 補強設計、Ⅲ. 改修工事の3部門から構成していますが、本マニュアルは「Ⅲ. 改修工事」に係るものとなります。

2. 対象建築物

補助の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）については、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1) 超高層建築物等（高さ 60m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 を超える免震建築物）に該当するもの。
- 2) 次の①～③のいずれかに該当するもの。
 - ①マンションを含む区分所有建築物で、長周期地震動対策の対象区域にあるもの。
 - ②平成12年5月以前に建築^{※1}されたもので、長周期地震動対策の対象区域にあるもの。
 - ③平成12年6月以降に建築^{※1}されたもので、長周期地震動対策対象区域のうち、青又は赤の区域にあるもの。
- 3) 補助金交付決定後、平成 30 年度中に事業着手し、原則として平成 30 年度末までに完了するもの。→【別紙 1】
- 4) 詳細診断の結果、倒壊又は損傷（構造上主要な部分の損傷又は周囲への影響がある外壁等の損傷に限る）の危険性があると判断されたもの。
- 5) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告→【別紙 5】
- 6) 改修工事の結果、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動（以下、「長周期地震動」という。）に対して安全な構造となるもの。^{※2}
- 7) 建築基準法令に違反していないもの（耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む）。^{※3}

※1 建築時期は、建築時の大臣認定の前提となっている性能評価書等の発行日で判断します。

※2 「7. 5 「改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となるもの」について」も参照して下さい。

※3 この点につき、支援室から特定行政庁（所管行政庁）に照会する場合があります。

注) 改修工事に対し、本補助制度以外の国や地方公共団体等の補助（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けている場合には、本補助制度による補助の対象とはなりません。

ただし、社会資本整備総合交付金等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した補助制度【別紙 2】及び地方公共団体が単独で行う補助制度、本補助制度の目的と異なり、かつ補助の対象が重ならない他の補助制度と本補助制度との併用は可能です。

（本補助制度と併用できない主な補助制度については、【別紙 3】に示します。）

地方公共団体の補助制度については、随時、変更や拡充・整備が行われる可能性がありますので、補助申請前には必ず自ら対象建築物の所在する地方公共団体へお問い合わせの上、十分に情報収集してから手続きを進めてください。

3. 申請者、補助事業者

対象建築物の所有者（国、地方公共団体等を除く。）が申請者及び補助事業者（「10. 1 交付申請額の変更の方法」で読み替える補助金交付決定通知書を受け取った申請者）となります。ただし、申請者及び補助事業者は、交付申請等の申請書類を作成するにあたり、法令に反しない限りにおいて、他の者（建築物の管理者等）に対して、その手続きの代行を依頼することができます。なお、その場合でも、事業の実施（契約締結）及び補助金の受領は必ず申請者及び補助事業者が行ってください（支援室からの通知書類の送付等は、原則として、申請者本人あてとなります。）。

4. 補助対象となる経費

補補助金交付の対象となる経費の範囲は、長周期通知【別紙4】2.(2)に基づき実施する対象建築物の長周期地震動対策として行う改修工事に要する費用であり、以下(1)に示すもの等が該当します。

(1) 補助対象となる経費(補助金交付決定日以降の建設工事における改修工事に要する費用に限る。)

①建設工事費

- ・既存建築物の長周期地震動に対する耐震性能を向上させるために要する費用
- ・長周期地震動に対する耐震性能の向上に寄与する工事等に起因して発生する工事に要する費用
- ・間接工事費（共通仮設費、現場管理費）、諸経費等

注) 修繕改修工事など長周期地震動対策として行う改修工事以外の工事を同時に行う場合は、長周期地震動対策として行う改修工事に係る部分のみの内訳を提出してください。なお、明確に分けることのできない費用につきましては、それぞれの工事費率で按分することができます。

②工事監理費

(2) 補助対象とならない経費（主なもの）

- ・詳細診断、補強設計に係る費用^{*1}
- ・指定性能評価機関による安全性の確認に要する費用^{*1}
- ・広告費
- ・補償費（移転費、仮住居借上費等）
- ・仮設建築物建設費
- ・附帯事務費
- ・自社若しくは関係会社が施工の場合の利益相当額^{*2}

^{*1} 当該費用については、別途申請してください。

^{*2} 利益相当額の算出方法については、支援室にお問い合わせください。

5. 補助金の額

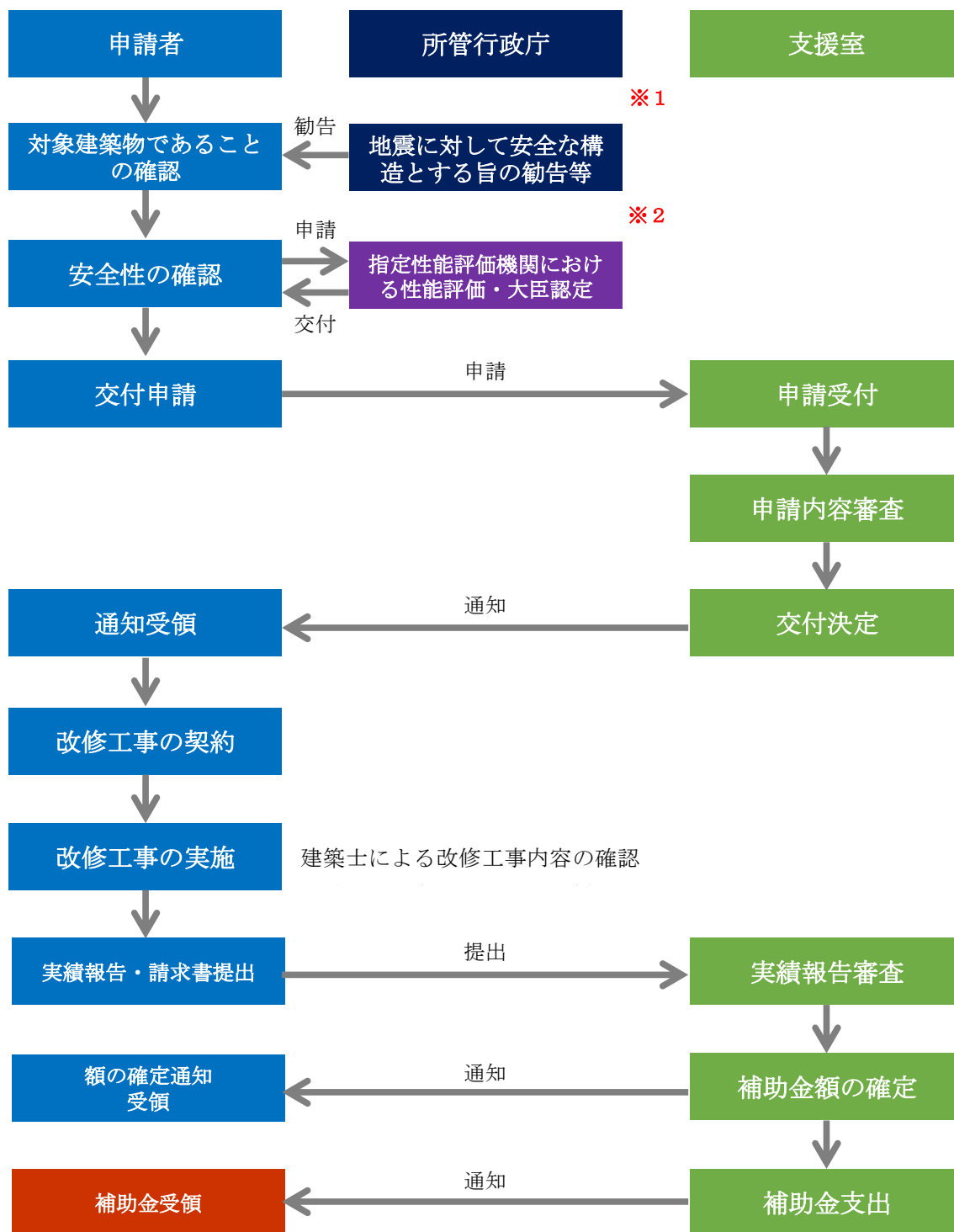
補助金の対象額は、以下(1)(2)のいずれか低い方の額に補助率11.5%を乗じた額以内となります。

- (1) 改修工事に要する費用（対象建築物の延べ面積に50,300円/m²を乗じた額を限度とします。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は82,300円/m²を限度とします。）
- (2) 改修工事に要する費用（対象建築物の延べ面積に8,000円/m²を乗じた額に16億円を加えた額を限度とします。）

6. 手続きの流れ

補助金の交付申請をする場合、以下の「7. 補助金交付申請」及び「13. 実績報告」を行ってください。

(手続きの流れ)



※1 改修工事に対する補助金交付申請に限り、所管行政庁から「地震に対して安全な構造とする旨の勧告」を書面で受ける必要があります（【別紙5】参照）。

※2 超高層建築物等の長周期地震動に対する安全性の確認については指定性能評価機関によるものに限りま。す。（「7. 5 「改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となるもの」について」参照）

6. 1 交付申請の受付期間

平成30年4月16日（月）から平成31年2月1日（金）（必着）までとなります。
 なお、申請状況により受付期間を変更する場合があります。

7. 補助金交付申請

7. 1 補助金交付申請の方法

申請者は、申請受付期間中に、次の手続きに従って書類を支援室に提出してください。

提出書類は、配達証明による郵送等（宅配便も可）の受取を確認できる配送方法により、申請者が支援室に送付してください。

支援室は、提出書類に不足がある場合は、交付決定を行わず、その旨を申請者に連絡します。提出書類の内容が要件に適合していないと認められた場合又は送付された書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、交付決定を受けることはできません。この場合は、その旨を申請者に連絡し、申請書類については返却します。

また、申請者が以下（１）～（４）の関係にある会社から調達を受ける場合（請負で事業を実施する場合を含む）は、価格の妥当性を確認するため、３者以上からの見積り結果の添付を求めます。

３者以上からの見積り結果の添付を求める対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）
- （４）補助事業者が役員に就任している企業

7. 2 補助金交付申請の提出書類

申請者は、以下の書類を１部作成し、穴を開けファイルに綴じて提出してください。

（ファイルの作成方法等につきましては、別添３「ファイルの綴じ方について」をご参照ください。）

【提出書類】

- ① 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告^{※1}
- ② 補助金交付申請書【様式１①・②・③】
- ③ 対象建築物の事業実施計画書【様式２】
- ④ 詳細診断結果の写し（別添１参照）^{※2}
- ⑤ 改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書（7. 5及び別添２参照）
- ⑥ 改修工事費用の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）
- ⑦ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、改修工事実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）
- ⑧ 建物の登記事項証明書の原本（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）^{※2}
- ⑨ 付近見取り図^{※2}
- ⑩ 建物外観写真（対象建築物がわかるもの）^{※2}
- ⑪ 提出書類チェックリスト【交付申請用】（ファイルの最初に綴じてください）

^{※1} 平成29年2月1日付事務連絡（【別紙5】参照）

^{※2} ④⑧⑨⑩の書面等については、詳細診断時又は補強設計時に本補助制度を利用している場合、耐震診断又は補強設計に係る「補助金交付決定通知書」の写し（支援室発行に限る）を提出することにより、それぞれの書面等を省略することができますが、書面内容等に変更がある場合は提出ください。

注）本マニュアルによる補助事業は、平成30年度に事業着手し、原則として平成30年度中に完了する事業を対象としており、事業期間は、交付決定後から平成30年度末までとなります。

個別の事情により、上記期間を超えて事業を実施することが判明した場合には、速やかに支援室に相談してください。

なお、当初から複数年度にわたることが確実な事業については、初年度に事業全体の設計について承認を受けることにより、複数年度にわたり事業を行うことができる全体設計承認の手続きが可能ですので、ご相談ください。

(記入上の注意) ※各様式共通

- ※補助金交付申請書等は、必ず支援室ホームページからダウンロードした指定の様式とし、黒色ボールペン等で楷書にて記入したもの又は印字したものを使用してください。支援室指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAX及び電子媒体で申請されたものは、受け付けることができません。
- ※申請日は、申請者が支援室に発送する日を記入してください。記入された申請日と提出書類の到着日が理由なく大幅に異なる場合は、申請を受け付けることができません。
- ※使用する印は、認印で構いませんが、ゴム印やスタンプ印は不可とします。
- ※補助金交付申請書等は、千円単位で作成してください（各費目の積算時の端数処理は、千円単位、千円未満切り捨てとしてください。）。

7. 3 申請者及び申請単位について

補助金交付申請は、原則、1申請1棟として行ってください。ただし、1敷地に複数棟建築物が存在し、複数棟あわせて改修工事を実施する（複数棟まとめて契約する）場合等においては、1申請で複数棟の申請が可能です。なお、1棟の範囲内に、長周期地震動対策が不要となる（長周期地震動対策を実施済であるものを含む）建築物が含まれ、補助事業の対象外とする場合は、その旨を証明する書類を提出ください。

対象建築物の所有者（国、地方公共団体等を除く。）が申請者となります（「3. 申請者、補助事業者」参照）。なお、関係権利者が複数いる場合は、改修工事の実施について、関係権利者間で承認されていることを示す書類（「7. 2 補助金交付申請の提出書類」⑦）の提出が必要となります。この場合、当該承認が区分所有法等の法定要件を満たしていることが必要です。

7. 4 補助金交付申請と事業の着手の関係

事業の着手（改修工事の契約の締結）は、「8. 補助金交付決定」に示す「補助金交付決定通知書」の受理後に行ってください。なお、事前着手（契約締結日前に実質的に着手している場合を含む）及び交付決定を受けた年度内に着手できない場合は補助対象外となります。

7. 5 「改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となるもの」について

交付申請の際、改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となると認める以下の書類の写しを提出いただきます。

- ・長周期地震動に対して安全な構造となるものとして性能評価を受けた性能評価書及び、性能評価書の別添等のうち建築計画概要及び設計に用いた長周期地震動が分かる部分
- ・上記性能評価に基づいて、建築基準法第20条第1項第1号に基づく認定を受けた認定書
- ・平成28年6月24日付国土交通省住宅局建築指導課企画専門官発「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」（以下「**長周期専門官通知**」という。【別紙4】）3.(1)において特例措置が認められているものにあつては、全体計画

8. 補助金交付決定

支援室は、受付した提出書類の審査を行い、申請者に対して「補助金交付決定通知書」（交付決定金額等が記載されたもの）を送付します。

なお、受付後の提出書類の返却はいたしません。

この通知書は、あくまでも申請者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「13. 3 実績報告の提出書類」に示す提出書類を適正に提出し、支援室が補助金の額の確定を行った時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。

9. 補助事業実施にあたっての経理処理

9. 1 補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上については、基本原則となる次の項目を遵守して、適正な経理処理を心がけてください。

《当該補助事業の経理処理原則》

- i 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限りま。
- ii 事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない事務用品等も計上できません。
- iii 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。補助対象となった事業がどの部分であるか、明示できるよう経理を明確にしてください。

※上記のほか、法令・社内規程等に即した適正な処理を心がけてください。

※支出内容を証明する書類として、補助事業者の経理処理において通常使用している発注、納品、検収、請求、支払を確認できる書類を保管してください。

9. 2 消費税の処理

改修工事事業に係る消費税相当額が仕入税額控除の対象となる場合には、当該消費税相当額は補助経費の対象とはなりませんのでご注意ください。交付申請時において、本事業に係る消費税相当額が仕入税額控除の対象となることが明らかな場合は、補助対象事業費から消費税相当分を除いた額で補助申請額を算出してください。

なお、交付申請時に明らかでない場合は、本事業に係る消費税相当額を補助対象事業費に含めて補助申請額を算出することができますが、その場合は、当該消費税相当額について仕入税額控除を行わない旨の確認書を提出してください（当該確認書については、参考として申請様式等において示します。）。この場合、仕入税額控除が明らかになった時点で消費税相当額を返還することとなりますが、完了実績報告時又は同報告後において仕入税額控除の実施状況の確認を行いますので、必要な帳簿、申告書等の書類を保管してください（確認ができない場合、補助金返還の可能性あります。）。

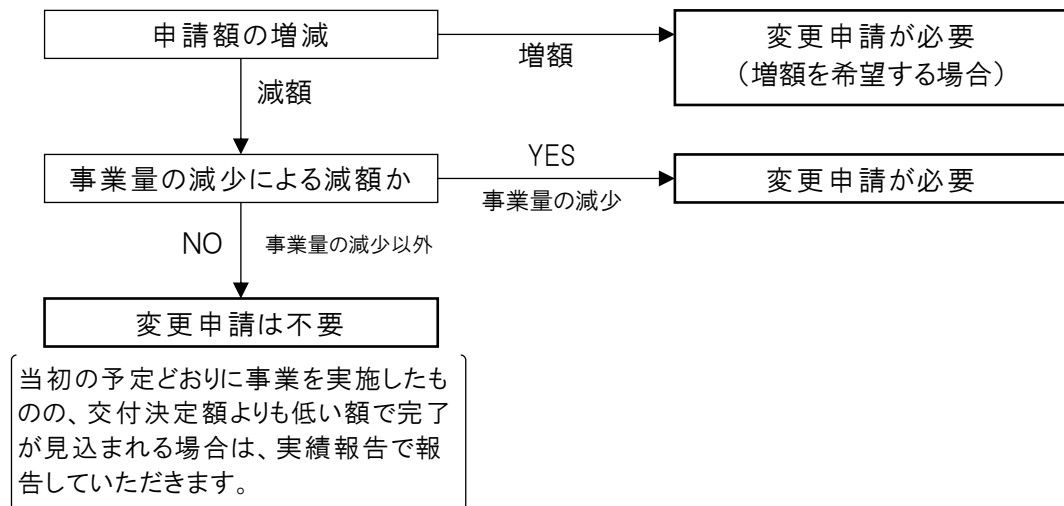
10. 交付申請額等の変更について

10. 1 交付申請額の変更の方法

補助金交付決定通知書を受け取った申請者（以下、「補助事業者」という。）は、当該補助事業に要する費用の増減等により、申請額（交付決定額）が変更となる場合は、交付変更申請をする必要があります。

具体的には下記フローにおいて「変更申請が必要」となる場合は、変更の必要が生じたときに速やかに「10. 4 交付変更申請の提出書類」に示す書類を支援室に提出してください。（交付（変更）決定を受けた事業期間内に申請が必要です。）

提出書類は、配達記録による郵送等（宅配便も可）の受取を確認できる配送方法により、補助事業者が支援室に送付してください。



10.2 完了予定時期の変更の方法

補助事業者は、補助金交付決定後にやむを得ない事情により補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、「10.4 交付変更申請の提出書類」に示す書類を1部作成し、完了予定期間内に変更申請書の提出が必要になります。

10.3 交付変更申請の受付期間

平成31年2月1日(金) (必着) までとなります。なお、やむを得ず上記期日を超える場合は、事前に支援室にご相談ください。

10.4 交付変更申請の提出書類

補助事業者は、以下の書類を全て1部作成し、提出してください。

【提出書類】

- ① 補助金交付変更申請書【様式3①・②】
- ② 対象建築物の事業実施計画書【様式4①・②】
- ③ 補助金交付決定通知書（変更がある場合、補助金交付決定変更通知書を含む。）の写し
- ④ 請負契約書の写し※
《以下は、記載内容に変更がある場合のみで構いません。》
- ⑤ 改修工事費用の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）
- ⑥ 改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書
- ⑦ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、改修工事実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）
- ⑧ その他、交付申請時より変更のある書類

※ ④請負契約書 は建築士法、建設業法等関連法令を順守し行ってください。契約の形式を成さない発注伝票等は不可。

提出にあたっては8ページ（記入上の注意）を参照してください。

11. 変更交付決定

支援室は、受付した提出書類の審査を行い、補助事業者に対して「補助金交付決定変更通知書」（交付決定金額等が記載されたもの）を送付します。

なお、受付後の提出書類の返却はいたしません。

この通知書は、あくまでも補助事業者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「13. 3 実績報告の提出書類」に示す提出書類を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。

12. 事業の中止

12. 1 事業の中止の方法

補助事業者は、補助金交付決定後にやむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとする場合には、速やかに「12. 2 事業の中止の提出書類」に示す書類を支援室に提出した上で、支援室の承認を受けてください。

提出書類は、配達記録による郵送等（宅配便も可）の受取を確認できる配送方法により、補助事業者が支援室に送付してください。

審査後、支援室より補助事業者に対して、「補助金交付決定取消通知書」を送付します。

12. 2 事業の中止の提出書類

補助事業者は、「補助金交付決定取消申請書」【様式5】を1部作成し、補助金交付決定通知書及び補助金交付決定変更通知書の原本とともに支援室に提出してください。

提出にあたっては8ページ（記入上の注意）を参照してください。

13. 実績報告

13. 1 実績報告の方法

補助事業者は、改修工事業の完了後、速やかに「13. 3 実績報告の提出書類」に示す書類を支援室に提出してください。なお、改修工事完了時に実績報告の提出時期を支援室にご連絡ください。

実績報告は原則として、①交付決定を受けた補助対象事業が完了していること、②補助対象事業に係る費用の支払いが完了していることの2点が満たされた時点で提出できません。

複数年度にわたる事業で全体設計承認の手続をした場合、原則として各年度の出来高の実績報告（当該年度の事業実績内容及び事業費の支払いが確認できる書類の提出）が必要となりますので注意してください。

提出書類は、配達記録による郵送等（宅配便も可）の受取を確認できる配送方法により、補助事業者が支援室に送付してください。

13. 2 実績報告の提出期限

補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成31年4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

13. 3 実績報告の提出書類

補助事業者は、以下の書類を1部作成し、穴を開けファイルに綴じて提出してください。

【提出書類】

- ① 実績報告書【様式6①・②】
- ② 対象建築物の事業実施報告書【様式7】
- ③ 「建築士による適合確認書」及び「確認書」【様式8①②】
- ④ 物件の写真（改修工事の実施箇所が特定できる工事写真等）※¹
- ⑤ 補助金交付決定通知書及び補助金交付決定変更通知書の写し
- ⑥ 請負契約書の写し※²
- ⑦ 施工業者からの領収書（又は請負者への支払いを完了したことを証明する書類）の写し

⑧ 請求書【様式 9】

⑨ 提出書類チェックリスト【実績報告用】（ファイルの最初に綴じてください）

※¹ ④物件の写真 について

補助対象建築物の外観全景（又はファサード）が分かるような写真を撮り、添付してください。
また、事業の実施事実を確認するにあたり、改修前、改修中、改修後の写真が必要となります。
補助対象となっている改修工事が適切に実施されたことが確認できる写真を保管し、報告書にはそれらをまとめ、番号を付けて提出してください。

なお、写真番号と撮った方向を矢印で示した平面図を添付してください。

※² ⑥請負契約書 は建築士法、建設業法等関連法令を順守し行ってください。契約の形式を成さない発注伝票等は不可。

提出にあたっては 8 ページ（記入上の注意）を参照してください。

1 4. 補助金の額の確定及び支払い

支援室は、提出された実績報告書の内容について、交付決定の内容とそれに附した条件通りに行われたかどうか審査し、現地検査、契約書や領収書等の原本の確認を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に**額の確定通知書**を送付します。

検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されないこととなります。また、検査等の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。

額の確定通知書の送付後に、実績報告時に指定した補助事業者の口座に補助金が振り込まれます。補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

なお、補助金の支払い時期は、額の確定通知書の送付後おおむね 2 ヶ月後となる見込みです。

1 5. 支援室による審査及び会計検査等に伴う資料請求等

支援室は、補助事業の適正な実施を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して関係資料の提出、報告等を求めることができます。

※補助事業者は、支援室が補助事業の内容について関係資料の提出、報告等を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

※会計検査院、国土交通省、支援室等の検査対象となった場合は、関係資料の提出等が求められることとなりますので、補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。（保存期間は、本事業の補助を受けて行った改修工事の事業完了から 10 年度以上）

1 6. 事業完了報告

事業の期間が複数年度にわたるため、予め全体設計承認を受けて事業を実施している補助事業者においては、各年度における実績報告とは別に、補助事業として改修工事等が確実に行われた（完了した）ことを確認するため、「事業完了報告」を提出していただきます。

なお、提出先については、支援室ホームページにてお知らせする予定です。

1 6. 1 事業完了報告の方法

補助事業者は、改修工事が終了する等全ての事業の完了後、速やかに「1 6. 2 事業完了報告の提出書類」に示す書類を提出してください。

提出書類は、配達記録による郵送等（宅配便も可）の受取を確認できる配送方法により、補助事業者が送付してください。

16. 2 事業完了報告の提出書類

補助事業者は、以下の書類を1部作成し、提出してください。ただし、②③④⑤については、実績報告と内容的に重複するものである場合は、省略することができます。

実績報告提出後に事業完了する場合は、①②③④⑤が必要になります。

【提出書類】

- ① 事業完了報告書【様式10】
- ② 「建築士による適合確認書」及び「確認書」【様式8①②】
- ③ 物件の写真（改修工事の実施箇所が特定できる工事写真等）※¹
- ④ 請負契約書の写し※²
- ⑤ 施工業者からの領収書（又は請負者への支払いを完了したことを証明する書類）の写し

※¹ ③物件の写真については、13.3【提出書類】内（※④物件の写真について）と同じ

※² ④請負契約書は建築士法、建設業法等関連法令を順守し行ってください。契約の形式を成さない発注伝票等は不可。

提出にあたっては8ページ目（記入上の注意）を参照してください。

17. 留意点

17.1 地方公共団体による補助制度

地方公共団体による補助制度（社会資本整備総合交付金等を活用したもの【別紙2】参照）がある場合には、これを併せて適用することにより、耐震対策緊急促進事業のみの場合より多くの補助金を受けることが可能です。

このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体（市区町村及び都道府県）に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせの上、十分に情報収集してください。

地方公共団体の補助制度と併せて活用いただく場合は、当該地方公共団体が耐震対策緊急促進事業も含めた補助金交付申請の窓口となります。

地方公共団体の補助制度については、随時、変更や拡充・整備が行われる可能性がありますので、補助金交付申請前には必ず自ら対象建築物の所在する地方公共団体へお問い合わせの上、十分に情報収集してから手続を進めてください。

17.2 交付申請の制限について

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金の交付申請が原則として制限されます。

※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当までお願いいたします。

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

電話：03-5253-8517

17.3 取得財産の管理等について

当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

また、補助事業者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に

供し、又は取壊すことはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

17.4 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程や交付条件に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・交付決定の取り消し、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規定に準じた罰則
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

また、本補助金の交付後に、提出書類の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、本補助金の返還（補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む）を求めることがあります。

17.5 その他の関係する規定について

この手続きマニュアルのほか、補助金の交付等に関しては、以下の法令等に従う必要があります。詳細は、支援室ホームページにて掲載しておりますので、ご参照ください。

- 1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- 4) 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省開発第74号建設事務次官通達）
- 5) 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成20年12月22日国住総第67号住宅局長通知）
- 6) 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日国住総発第37号住宅局長通知）
- 7) 耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号住宅局長通知）
- 8) 耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成25年5月29日国住市第54号住宅局長通知）
- 9) その他関連通知等に定めるもの

17.6 本事業終了後の事務の取り扱いについて

本事業の終了後の報告等については、支援室に代わって国土交通省がその手続きを行う場合があります。その場合は、国土交通省の指示に従ってください。

17.7 調査の実施

補助金の支払後も、国土交通省や支援室が補助対象建築物の現場検査、事業所への現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合は、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。

18. 情報の取り扱い等について

18.1 情報の取り扱い

交付申請受付時及び実績報告書受領時には、国土交通省から補助対象建築物所在地の所管行政庁に情報提供することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

18.2 個人情報の使用・利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、アンケート等の調査の際に利用することがあります。

また、同一の事業に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

19. その他

耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号）第4第6項第一号ニについては、「（長周期通知の）2.（1）①から③までの対策を講じるに際して制震改修等が必要な建築物であること」として運用できることとしておりますが、平成29年度予算による補助要綱の改正により、同要綱の該当部分については「詳細診断の結果、長周期地震動により倒壊若しくは損傷（構造上主要な部分の損傷または周辺への影響がある外壁等の損傷に限る。）の危険性があると判断されたものであること。」と改正されておりますのでご注意ください。

「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」3留意点（3）

「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（長周期専門官通知）」3支援制度の対象

20. 申請書類等の提出先、問い合わせ先

申請書類等の様式は、支援室ホームページにて掲載しておりますので、ダウンロードして作成してください。

また、ご質問・ご相談は、受付時間内に電話、FAX、電子メールにてお受けいたします。よくあるご質問は、Q&Aとして支援室ホームページにて掲載いたしますので、事前にご参照ください。

なお、FAX、電子メールにてご質問・ご相談をされる場合には、①社名等、②所属部署、③氏名（ふりがな）、④連絡先電話番号（受付時間内に連絡可能なもの）、⑤ご質問・ご相談の内容を明記してください。この場合も、電話で回答いたします。

（申請書類等の送付先・問い合わせ先）

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル3F
耐震対策緊急促進事業実施支援室

TEL：03-6214-5838

FAX：03-6214-5798

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：30～17：00（12：00～13：00除く）

支援室ホームページ <http://www.taishin-shien.jp>

支援室メールアドレス info@taishin-shien.jp

「補助金交付決定後、平成30年度中に事業着手し、原則として平成30年度末までに完了するもの。」について

◇事業の着手

補助金の交付を受けることができる事業は、平成30年度中に事業に着手（改修工事の契約を締結）するものを対象とします。交付申請された事業のうち、平成30年度中に着手に至らないものについては、補助金交付決定取消申請をして頂きます。

◇事業の期間

本補助事業は、平成30年度中に完了する事業を対象としています。そのため、事業期間は、原則、交付決定後から平成30年度末までとなります。

個別の事情により、上記期間を超えて事業を実施することが判明した場合には、速やかに支援室に相談してください。

なお、当初から複数年度にわたることが確実な事業については、初年度に事業全体の設計について承認を受けることにより、複数年度にわたり事業を行うことができる全体設計承認の手続きが可能ですので、ご相談ください。

◇事業の完了

本補助事業は、①交付決定を受けた補助対象事業の完了、②補助対象事業に係る費用の支払いの完了の両方をもって事業完了としています。

①のみでは事業の完了ではありませんので、ご注意ください。

耐震化に関連する主な予算の概要について（その1）

○住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）（国土交通省）

区分	補助内容【国土交通省】	
	診断	改修
住宅・建築物	社会資本整備総合交付金 又は 防災・安全交付金 国 1/3 地方 1/3 以内	社会資本整備総合交付金 又は 防災・安全交付金 ・多数の者が利用する建築物 ・大規模な危険物処理場・貯蔵場 ・避難路沿道等（密集市街地、津波浸水により被害を受ける区域に係るもの等防災上重要なもの以外）の建築物 国：11.5%、地方：11.5%以内
		社会資本整備総合交付金 又は 防災・安全交付金 ・避難所等建築物（地域防災計画に位置づけられた又は位置づけられる予定の避難所等） 国：1/3、地方：1/3 以内

【留意事項】

- ※「住宅・建築物安全ストック形成事業」は、耐震対策緊急促進事業との併用が可能です。
- ※地域住宅計画に基づいて行われる住宅・建築物安全ストック形成事業についても、耐震対策緊急促進事業との併用が可能です。
- ※社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金の効果促進事業を活用して行う住宅・建築物の耐震化に係る事業についても、耐震対策緊急促進事業との併用が可能です。
- ※上記の場合、耐震対策緊急促進事業の窓口は、上記の制度を活用した補助を行う地方公共団体となります。

耐震化に関連する主な予算の概要について（その2）

本補助制度と関連する主な事業の概要については、以下のとおりです。なお、これらの支援制度は、耐震対策緊急促進事業との併用はできませんのでご注意ください。

i) 病院等の耐震化支援制度（厚生労働省／文部科学省）

区分		改修
公立	災害時に必要な医療機関	—
	その他	—
私立	災害時に必要な医療機関	医療提供体制施設整備交付金 国 1 / 2 (災害拠点病院、地震防災上緊急に整備すべき医療機関、土砂災害危険箇所にある医療機関、災害時に必要な医療機関、Is 値<0.3 建物を有する病院のみ)
	その他	—
国立大学病院		定期補助（1割補助） (※大学改革支援・学位評価授与機構施設費貸付金（財政融資資金）：9割)

ii) 福祉施設等の耐震化支援制度（厚生労働省）

区分		改修
公立	児童関係施設	次世代育成支援対策施設整備交付金 定額（1 / 2 又は 1 / 3 相当） (児童の入所施設等（児童養護施設、児童厚生施設等。）保育所は除く。)
	高齢者関係施設	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 定額（1 / 2 相当） (高齢者の入所施設等（小規模な特別養護老人ホーム等）)
	その他	—
私立	障害児者関係施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金 国 1 / 2、県・指定都市・中核市 1 / 4、社会福祉法人等 1 / 4 以内 (障害児者の入所・通所施設等（障害福祉サービス事業所、グループホーム等）)
	児童関係施設	次世代育成支援対策施設整備交付金 定額（1 / 2 又は 1 / 3 相当） (児童の入所施設等（児童養護施設、児童厚生施設等。）保育所は除く。) 保育所等整備交付金 定額（国 1 / 2 相当） (保育所等)
	高齢者関係施設	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 定額（1 / 2 相当） (高齢者の入所施設等（小規模な特別養護老人ホーム等）)
	その他	—

iii) 学校施設の耐震化支援制度（文部科学省）

区分		改修
公立	幼稚園	学校施設環境改善交付金 ・補強 国 1 / 3 ($I_s \geq 0.3$) 国 2 / 3 ($I_s < 0.3$) ・改築 国 1 / 3 ($I_s \geq 0.3$) 国 1 / 2 ($I_s < 0.3$)
	小中学校	・補強 国 1 / 3 ($I_s \geq 0.3$) 国 1 / 2 ($I_s < 0.7$ の場合) 国 2 / 3 ($I_s < 0.3$ の場合) ・改築 国 1 / 3 ($I_s \geq 0.3$) 国 1 / 2 ($I_s < 0.3$)
	高等学校	—
	大学等	—
私立	幼稚園	私立学校施設整備費補助 ・補強 国 1 / 3 ($I_s < 0.7$ の場合) 国 1 / 2 ($I_s < 0.3$ の場合)
	小中学校	
	高等学校	・改築 国 1 / 3 (基本)
	大学等	・補強 国 1 / 2 (基本) ・改築 国 1 / 2 (基本)
国立大学		定期補助（10割補助）

平成 28 年 6 月 24 日
国 住 指 第 1111 号

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について
(技術的助言)

平成15年9月の十勝沖地震において、震央から約250キロメートル離れた苫小牧市内で石油タンク火災が発生しました。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震において、首都圏や大阪湾岸の超高層建築物において、大きな揺れが観測されました。これらの現象については、長周期かつ長時間継続する地震動（以下、「長周期地震動」という。）がその原因のひとつであるとして注目されています。

国土交通省住宅局では、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所の協力のもと、平成20年度より建築基準整備促進事業を活用し、既往の観測地震記録に基づく長周期地震動の評価手法の検討と、長周期地震動を考慮した設計用地震動の作成手法の検討を行ってきました。その結果、建築物に影響を与える0.1～10秒の幅広い周期成分を含む設計用長周期地震動（以下、「基整促波」という。）の作成手法をまとめました。

一方、内閣府における南海トラフ沿いの巨大地震モデル検討会及び首都直下モデル検討会（以下、「モデル検討会」という。）により、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月17日）がとりまとめられました。本対策はこのような状況を勘案し、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）に基づく超高層建築物等における長周期地震動の対策について、現時点までに得られた技術的知見に基づきとりまとめたものです。

なお、長周期地震動に関する調査研究は今後も引き続き進められ、さらなる知見が得られていくものと考えられます。国土交通省としては、こうした長周期地震動に関する調査研究の結果を踏まえ、今回提案する長周期地震動への対策について、今後も必要に応じて適宜見直しを行っていく予定です。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

1. 対象地震

本対策で対象とする地震は、モデル検討会の報告において、南海トラフ沿いで約100～150年の間隔で発生しているとされるM8～9クラスの巨大地震（以下、「対象地震」という。）とします。

ただし、内閣府において、相模トラフ沿いの巨大地震などによる長周期地震動の検討が進められており、特に、関東地域など、それらの地震による影響が大きいと想定される地域に超高層建築物等を建築する場合は、以下の対策に留まらず、可能な限り余裕のある建

建築物とする又は減衰材を設置しやすい架構としておくなど、将来の改修も見込んだ設計とすることが望ましいと考えており、その旨周知願います。

2. 超高層建築物等における長周期地震動への対策

(1) 超高層建築物等を大臣認定により新築する場合

法第20条第1項第一号に規定する認定を受ける高さが60mを超える建築物及び同認定を受ける地階を除く階数が3を超える免震建築物（以下、「超高層建築物等」という。）であって、平成29年4月1日以降に申請する性能評価に基づく同認定によって新築されるものについては、以下の①から③までに掲げる対策を講じることとします。また、令第139条第1項第三号（令第140条第2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。）又は第144条第1項第一号ロに規定する認定を受ける高さ60mを超える工作物については、以下の①に準ずる対策を講じることとします。

- ① 法第20条第1項第一号に規定する認定（変更に係るものを含む。）を受ける場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「令」という。）第81条第1項第四号の規定に基づき、平成12年建設省告示第1461号（以下、「告示1461号」という。）に定める構造計算の基準に適合することを確かめることとします。

別紙に示す区域内に建設する超高層建築物等における長周期地震動への対策として、法第20条第1項第一号に規定する認定の運用を強化します。具体的には、告示第1461号第四号に定める構造計算の適用において、極めて稀に発生する地震動として検討を行うこととしている地震動に、対象地震によって建設地で発生すると想定される長周期地震動1波以上による検討を加えて行うことを認定の審査において求めることとします。

ここで、対象地震によって建設地で発生すると想定される長周期地震動は、基整促波又は基整促波の策定手法と同等以上に適切に建設地で発生すると想定される長周期地震動を推定できると認められる策定手法により策定した、少なくとも超高層建築物等の一次固有周期付近の擬似速度応答スペクトル及びエネルギースペクトルが基整促波と同等以上であって、かつ、0.1～10秒の周期成分を含み、継続時間が500秒以上の設計用長周期地震動とします。

なお、別紙に示す区域以外の地域に建設する超高層建築物等については、告示1461号第四号イに定める地震動を用いて時刻歴応答解析を行う場合は、本対策の対象外とします。

- ② 超高層建築物等においては、長周期地震動によって、家具の転倒・移動の被害が発生するおそれがあると想定されており、法第20条第1項第一号の審査に際して、認定の内容の審査とは別途、家具の転倒・移動防止対策に対する設計上の措置について説明を求めることとします。
- ③ 超高層建築物等のうち、免震建築物や鉄骨造の超高層建築物については、長周期地震動の作用を受けて応答する場合、長時間の繰返しの累積変形により、免震材料の特性が変化する可能性及び梁端部の損傷度に応じて破断が生じる可能性が指摘されており、法第20条第1項第一号の審査に際して、これらの影響を考慮して安全性の検証を行うことを求めることとします。

(2) 対象地域内の既存の超高層建築物等について

既存の超高層建築物等は、短周期成分から一定の長周期成分までを含む複数の地震動について、建築物が倒壊・崩壊しないこと等を確かめており、既往の実験結果等を勘案すると、対象地震による長周期地震動に対して一定の余裕があると推察されますが、設計時に想定した地震動、使用材料及び接合部の種類、平面形状等により、必ずしも十分

な余裕を有しているとは判断できないものも存在する可能性があります。また、余裕のない設計の場合、対象地震による長周期地震動による揺れや変形が大きくなり家具の転倒・移動による危害、内外装材や設備の損傷などが発生するおそれがあります。

このため、(1)の対策の対象とならない別紙の区域内に存在する既存の超高層建築物等については、当該建築物の一次固有周期において、対象地震による建設地の設計用長周期地震動の擬似速度応答スペクトル値が、設計時に構造計算に用いたいずれの地震波の擬似速度応答スペクトル値も上回る場合には、上記(1)に準じて、安全性の水準についての再検証及び必要に応じた補強等の措置を講じることが望ましいと考えています。

なお、マンションを含む区分所有建物である一定の対象建築物については、長周期地震動対策に関する詳細診断、耐震化計画の策定、制震改修等に関する事業について、国の支援制度（耐震対策緊急促進事業）の活用が可能です。また、一定規模以上の災害時に重要な機能を果たす建築物や災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物などの公共建築物についても、長周期地震動対策に関する耐震診断、耐震化計画の策定、改修工事又は建替えに関する事業について、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）の活用が可能です。

3. 留意点

(1) 各特定行政庁におかれましては、別紙に示す区域のうち、特に、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の影響が比較的大きいと考えられる区域内の対象建築物が管内に存在する場合には、当該建築物の所有者又は管理者に対して、添付のリーフレット「既存の超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策」を用いるなどにより、本対策の内容について周知いただくとともに、定期的にフォローアップ頂きますよう、お願いします。

なお、国土交通省より、不動産業、建設業、設計事務所及び設計者の団体に対して、対象建築物の所有者又は管理者からの本対策に関する問い合わせについて、適切に対応して頂くよう依頼していることを申し添えます。

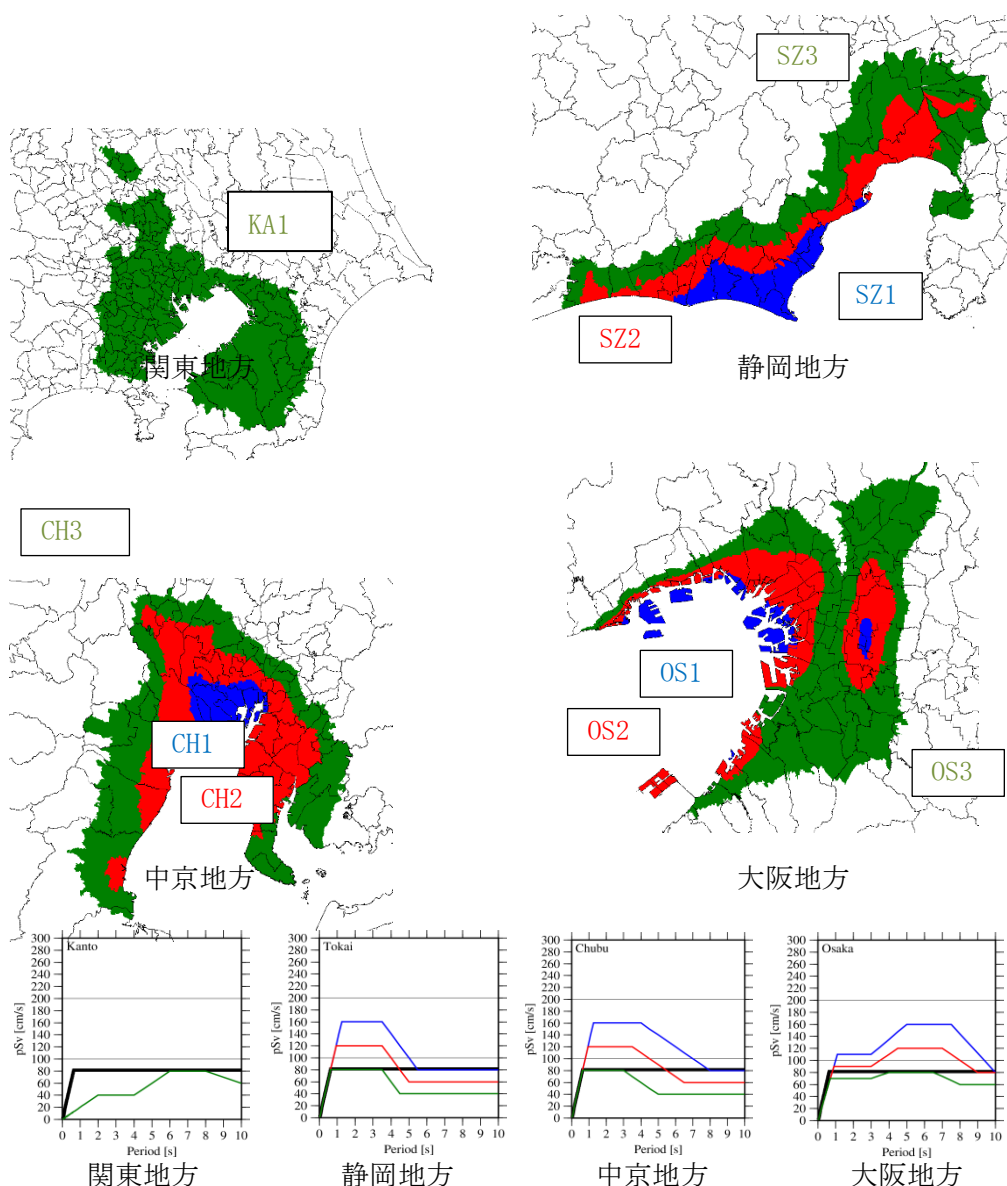
(2) 本対策は、法第20条第1項第一号に規定する認定の運用として実施するものですので、既存建築物については、本対策をもって、いわゆる既存不適格建築物とはなりません。建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の適用においても、本対策をもって既存耐震不適格建築物としては扱いませんので、ご留意ください。

(3) 耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号）第4第6項第一号ニについては、2. (1) ①から③までの対策を講じるに際して制震改修等が必要な建築物であること、同項第二号については、制震改修等により2. (1) ①から③までの対策を講じた結果、性能評価又は認定を取得できる建築物であることとして運用いただいて構いません。また、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①4. 第2項第一号ロ、同第3項第一号ニ、同第4項第三号ニ、同第4項第四号ホ、同第4項第五号ニ、同第5項第二号ホ、同第5項第三号ニ及び同第6項第一号ニについては、2. (1) ①から③までの対策を講じるに際して改修工事又は建替えが必要な建築物であること、同第2項第二号、同第3項第二号、同第4項第六号、同第5項第四号及び同第6項第二号については、改修工事又は建替えにより2. (1) ①から③までの対策を講じた結果、性能評価又は認定を取得できる建築物であることとして運用いただいて構いません。

超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による
長周期地震動対策の対象区域と各区域における擬似速度応答スペクトル

超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策の対象区域は、下図に示す、関東地方1区域（KA1）、静岡地方3区域（SZ1、SZ2、SZ3）、中京地方3区域（CH1、CH2、CH3）、大阪地方3区域（OS1、OS2、OS3）の合計10区域であり、各区域における擬似速度応答スペクトルは、下のグラフのとおりです。

このうち、特定行政庁より区域内の対象建築物の所有者又は管理者に対して、本対策の内容について周知いただきたい区域は、静岡地方2区域（SZ1、SZ2）、中京地方2区域（CH1、CH2）、大阪地方2区域（OS1、OS2）の合計6区域です。



都道府県建築行政主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について

超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）（平成28年6月24日付け、国住指第1111号）（以下、「長周期通知」という。）を通知したところではありますが、その具体的な運用については、下記のとおりとしますので、遺漏なきようお願いいたします。

また、関連して指定性能評価機関及び各関係団体に対して発出した通知を添付しますので業務の参考としてください。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いします。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 設計用長周期地震動の作成方法

長周期通知2.（1）①において、対象地震によって建設地で発生すると想定される長周期地震動は、基整促波又は基整促波の策定手法と同等以上に適切に建設地で発生すると想定される長周期地震動を推定できると認められる策定手法により策定した、少なくとも超高層建築物等の一次固有周期付近の擬似速度応答スペクトル及びエネルギースペクトルが基整促波と同等以上であって、かつ、0.1～10秒の周期成分を含み、継続時間が500秒以上の設計用長周期地震動とするとしておりますが、具体的な運用は次のとおりとします。

（1）基整促波

基整促波とは、次のいずれかの方法により策定した波形をいうものとします。

- ① 長周期通知別紙に示す10区域ごとに示した加速度波形及び速度波形
- ② 長周期通知別紙に示す10区域ごとに示した擬似速度応答スペクトルをもとに、基整促波の方法により、適切に位相を設定して算定した加速度波形及び速度波形
- ③ 各地点の観測データをもとに、基整促波の方法により、二乗和平方根法（SRSS法）により算出した擬似速度応答スペクトルを1.1で除して平均的な擬似速度応答スペクトルを求めたうえで、適切に位相を設定して算定した加速度波形及び速度波形

（2）基整促波以外の策定手法

基整促波以外の方法の場合、原則として、次の①～④の全てに該当する場合、基整促波と同等以上のものとして、今般の長周期地震動対策に用いることができるものとします。

- ① 当該方法が、一般社団法人日本建築学会の指針や政府の報告書等において認められたものであること

- ② 当該方法の計算過程において、位相の選択等にあたり、恣意的な操作が行われていないこと
- ③ 超高層建築物等の一次固有周期付近の擬似速度応答スペクトル及びエネルギースペクトルが、(1) ①から③までのいずれかの基整促波と同等以上であること
- ④ 0.1～10 秒の周期成分を含み、継続時間が 500 秒以上の加速度波形及び速度波形であること

2. 対策の対象とする建築物

長周期通知 2. (1)において、対策の対象となる建築物について、別紙に示す区域内に超高層建築物等であって、平成29年4月1日以降に申請する性能評価に基づく当該認定によって新築されるものとしています。

また、長周期通知 2. (2)において、長周期通知 2. (1)の対策の対象とならない別紙の区域内に存在する既存の超高層建築物等については、当該建築物の一次固有周期において、対象地震による建設地の設計用長周期地震動の擬似速度応答スペクトル値が、設計時に構造計算に用いたいずれの地震波の擬似速度応答スペクトル値も上回る場合には、長周期通知 2. (1)に準じて、安全性の水準についての再検証及び必要に応じた補強等の措置を講じることが望ましいとしています。

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成12年建設省告示第2009号）に係る免震建築物については、時刻歴応答解析を行わずに長周期地震動の影響を検証する手法が未整備であることなどを踏まえ、今回の対策の対象外としていますが、特に、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の影響が比較的大きいと考えられる区域において、地階を除く階数が3を超える当該免震建築物を建築する場合には、告示による検討に併せて、任意の技術評価を活用するなど、自主的に時刻歴応答解析により、設計用長周期地震動を用いて、免震部材の特性変化等を考慮した設計を行うことが望ましいと考えており、その旨周知願います。

3. 支援制度の対象

長周期通知 3. (3)において、耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号）第4第6項第一号ニについては、2. (1) ①から③までの対策を講じるに際して制震改修等が必要な建築物であること、同項第二号については、制震改修等により2. (1) ①から③までの対策を講じた結果、性能評価又は認定を取得できる建築物であることとして、また、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①4. 第2項第一号ロ、同第3項第一号ニ、同第4項第三号ニ、同第4項第四号ホ、同第4項第五号ニ、同第5項第二号ホ、同第5項第三号ニ及び同第6項第一号ニについては、2. (1) ①から③までの対策を講じるに際して耐震改修又は建替えが必要な建築物であること、同第2項第二号、同第3項第二号、同第4項第六号、同第5項第四号及び同第6項第二号については、耐震改修又は建替えにより2. (1) ①から③までの対策を講じた結果、性能評価又は認定を取得できる建築物であることとして、それぞれ、運用することとしています。具体的な運用は、次のとおりとなります。

(1) SZ1、CH1及びOS1の区域における特例措置

長周期通知 2. (1)の対策の対象とならない別紙の区域内に存在する既存の超高層建築物等について対策を講じる場合、別紙中、SZ1、CH1及びOS1の区域における対象地震によって建設地で発生すると想定される長周期地震動については、それぞれ、鉄骨造建築物は一次固有周期からその1.2倍まで、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造は一次固有周期からその1.7倍まで、免震建築物は一次固有周期の0.8倍から1.2倍まで（あらかじめ剛性等の変動を考慮した複数の検討を実施している場合には、最も短い固有周期の0.9

倍から最も長い固有周期の1.1倍)に対応する擬似速度応答スペクトルが120cm/sを超える場合には、対策を講じることによって、少なくとも120cm/sまで対応していることをもって、支援対象といたします。ただし、この場合にあつては、別途、将来的に、SZ1、CH1及びOS1の区域における対象地震によって建設地で発生すると想定される長周期地震動への対策を講じる旨の計画の提出が必要となります。

(2) 性能評価又は認定を取得できることの確認

任意の技術評価の取得等により法第20条第1項第一号に規定する認定又は性能評価を取得できることを確認した場合(上記(1)SZ1、CH1及びOS1の区域における特例措置による場合を含む。)には、そのことをもって性能評価又は認定を取得できる建築物であることを確認できるかどうか、個別に確認することとなります。

4. 家具の転倒・移動防止対策

長周期通知2.(1)②において、法第20条第1項第一号の審査に際して、認定の内容の審査とは別途、家具等の転倒・移動防止対策に対する設計上の措置について説明を求めるとしてはありますが、具体的には、個々の建築計画に応じて、家具等の固定に有効な巾木・下地材の配置や各階の床応答加速度の低減等に関する設計上の措置について説明を求めます。

また、同通知2.(2)において、家具の転倒・移動による危害などが発生するおそれについて言及していますが、建築物の所有者・管理者等が行うことが望ましい家具の転倒・移動等の対策については、「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」(東京消防庁)が参考となります。

5. 留意点

長周期通知3.(1)において、別紙に示す区域のうち、特に、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の影響が比較的大きいと考えられる区域内の対象建築物が管内に存在する場合には、当該建築物の所有者又は管理者に対して、本対策の内容について周知及びフォローアップを行っていただくようお願いしておりますが、具体的には、添付エクセルファイルの様式にて、対象建築物ごとにリストを作成し、周知日、周知相手及び連絡先や、定期報告等の機会を捉えて行ったフォローアップの状況について、記録しておくようお願いいたします。

なお、必要に応じて、国土交通省よりフォローアップの状況について確認させていただきます。

6. 参考となる資料等

(1) 基盤促波

長周期通知前文に記載した基盤促波では、各観測点の地震記録に基づいて、震源規模、伝播経路(断層最短距離)、サイト特性によって構成される地震動特性評価式を統計的に回帰処理して定め、各観測地点の地震動特性評価に用いられる全国共通の回帰係数と観測地点固有のサイト係数を定めています。また、大都市圏の特定範囲については、地震基盤上面から工学的基盤上面までのS波の堆積層伝播時間を変数としてサイト特性の回帰式を作成することにより、任意地点での地震動特性を評価しています。具体的には、以下のURLや資料を参照して下さい。

- ・ 長周期地震動対策に関わる技術資料・データ公開特設ページ(国立研究開発法人建築研究所)、<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/topics/lpe/index.html>
- ・ 長周期地震動に対する超高層建築物等の安全対策に関する検討、建築研究資料、第127号、(独)建築研究所、平成22年12月
- ・ 超高層建築物等へ長周期地震動の影響に関する検討ー長周期地震動作成のための改

良経験式の提案と南海トラフ3連動地震による超高層・免震建物の応答解析一、建築研究資料、第144号、(独)建築研究所、平成25年8月

- ・ 超高層建築物等へ長周期地震動の影響に関する検討一南海トラフ4連動地震による超高層・免震建物の応答解析一、建築研究資料、第147号、(独)建築研究所、平成25年9月

(2) 免震材料や鉄骨造梁端部の長時間の繰返しの累積変形の影響

長周期通知2. (1) ③において、超高層建築物等のうち、免震建築物や鉄骨造の超高層建築物については、長周期地震動の作用を受けて応答する場合、長時間の繰返しの累積変形により、免震材料の特性が変化する可能性及び梁端部の損傷度に応じて破断が生じる可能性が指摘されているとしていますが、具体的には、以下の資料を参照して下さい。

- ・ 多数回繰返し荷重を受ける梁端部の塑性変形能力と超高層鉄骨造建物の耐震安全性の検証、巨大海溝型地震・内陸地震に対する鋼構造の取り組み、2015年度日本建築学会大会 鋼構造パネルディスカッション資料、pp. 19～32、2015
- ・ 部材疲労曲線を用いた長周期地震動に対する鉄骨造超高層建物の耐震安全性評価方法の検討、構造工学論文集、Vol. 61B、pp. 439～445、2015
- ・ 長周期地震動に対する超高層鉄骨造建築物の耐震安全性に関する検討、建築研究資料、第160号、(独)建築研究所、2014
- ・ 建築基準整備促進事業について(課題番号27-3(平成22～24年度)・S11(平成25年度))
- ・ 免震部材の多数回繰返し特性と免震建築物の地震応答性状への影響に関する研究、建築研究資料、第170号、(国開)建築研究所、平成28年4月

以上

事 務 連 絡
平成29年2月1日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

**耐震対策緊急促進事業（長周期地震動対策）において制震改修等の対象となる
超高層建築物等への勧告の取扱いについて**

耐震対策緊急促進事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業において、超高層建築物又は免震建築物における長周期地震動対策として行う制震改修等への補助を行うに当たっては、特定行政庁による勧告が必要となりますが、この勧告の取扱いについては、別添「住宅・建築物安全ストック形成事業において耐震改修等の対象となる住宅・建築物への勧告等の取扱いについて」（平成21年7月13日国住防第3号、国住市第174号）によって通知した取扱いと同様に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項の規定によらない任意の勧告とすることで差し支えありませんので、同事業の運用に際して十分ご留意願います。

なお、書式については、別紙を参考に、貴団体にて作成願います。
また、各都道府県におかれましては、貴管内の特定行政庁及び耐震改修支援事業を実施する市町村の担当部局に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

別紙

文書番号

発出年月日

超高層建築物（又は免震建築物）の所有者等 殿

特定行政庁の主務部長 印

超高層建築物（又は免震建築物）の制震改修等について

下記の超高層建築物（又は免震建築物）については、詳細診断の結果、倒壊又は倒壊又は損傷の危険性があると判断されておりますので、長周期地震動に対して安全な構造となるよう、制震改修等を行うことをお勧めします。

（以下は、超高層建築物等の制震改修等への補助事業を有している地方公共団体においてのみ記載）

なお、制震改修等を行う場合には工事費の補助を受けられますので、制震改修等の実施を検討する方につきましては、下記「問い合わせ先」までご連絡下さい。

記

1. 超高層建築物（又は免震建築物）の名称
2. 所在地
3. 構造及び階数 (例) S造 45階建て

(問い合わせ先)

別添

平成 21 年 7 月 13 日
国住防第 3 号
国住市第 174 号

各都道府県、各指定都市住宅・建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築物防災対策室長

市街地住宅整備室長

**住宅・建築物安全ストック形成事業において耐震改修等の対象となる
住宅・建築物への勧告等の取扱いについて**

住宅・建築物安全ストック形成事業において耐震改修等（耐震改修又は建替えることをいう。ただし、緊急輸送道路沿道の住宅・建築物及び避難路沿道等の住宅・建築物については、除却を含む。以下同じ。）の対象となる住宅・建築物への勧告等の取扱いにつきましては、下記のとおりとしますので、今後の運用に際して充分留意願います。

記

1 「地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。）による勧告」とは、耐震改修促進計画等に基づき地方公共団体として耐震改修等を促進するべきと判断する住宅・建築物に対して、地震に対して安全な構造とするよう行った勧告をいう。当該勧告は、法に基づかない任意の勧告とすることを可とし、建築基準法第10条第1項の規定による勧告とする必要はない。

なお、勧告は書面により行うものとする。勧告の書式については、任意とするので、別紙の勧告書例を参考の上、貴団体にて作成されたい。

2 「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの」とは、平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）に規定する耐震診断又はこれに準ずる診断方法により耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されたものをいう。

（別紙略）

改修工事の交付申請における提出書類「③詳細診断書の写し」について

改修工事の交付申請における提出書類「③詳細診断書の写し」については、詳細診断報告書等からの抜粋とし、原則として下記事項が確認できるものとしてください。

記

- 1 表紙
- 2 目次
- 3 建築物の概要
 - (1) 建物概要
建物名称、所在地、建設年次、階数、延べ面積
 - (2) 建物図面
配置図、平面図、立面図、断面図、構造図（各階伏図、軸組図、柱・梁・壁・基礎断面リスト等）
 - (3) 構造概要
上部構造（使用材料、構造種別、架構形式、工法等）
下部構造（使用材料、基礎工法、地盤改良の有無とその工法等）
- 4 詳細診断
 - (1) 詳細診断の概要
準拠する診断基準と使用するプログラム、耐震性能の検討方針、耐震性の判定方法、計算条件等
 - (2) 詳細診断結果（指定性能評価機関における大臣認定のための性能評価を受けるために必要な書類に準じた書類）
 - (3) 耐震性能の判定・総合評価

※ 上記以外の書面等については省略できるものとします。

例：電算プログラムに基づく計算書、コンクリート試験報告書添付の写真等

以上

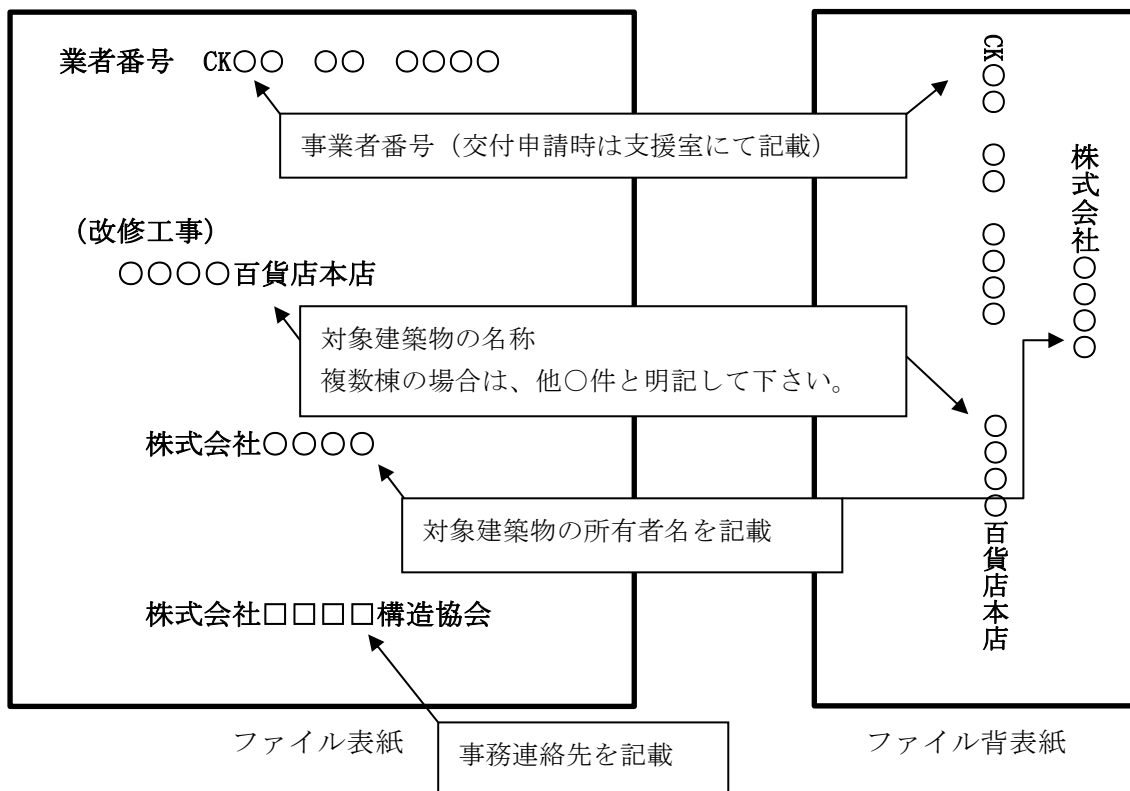
改修工事の補助金交付申請における提出書類「⑤改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書」について

- 1 「改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となることを確認できる書類」については、次の書類を提出してください。
 - ・補強設計にかかる大臣認定書及び別添（別添等関係資料を含む）の写し
 - ・改修工事計画（長周期通知 3. (1)において特例措置が認められているものにあつては、全体計画）が分かるもの

- 2 「添付図書」については、下記の(1)から(3)の図書を提出してください。下記(3)の図面は、A4 または A3 に縮小等したものとしてください。
 - (1) 改修目標と改修計画の概要（指定確認検査機関の耐震改修計画の判定・評価書に添付されている場合は、不要）
 - (2) 改修前及び改修計画後の耐震診断結果一覧表（指定確認検査機関等の耐震改修計画の判定・評価書に添付されている場合は、不要）
 - (3) 改修計画後の設計図（配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図、改修特記仕様書）

以 上

ファイルの綴じ方について
 交付申請の場合のイメージ



〈交付申請の場合〉

※変更交付申請、実績報告はこれに倣って、マニュアルに記載の提出書類の順番に綴じてください。

〈提出書類〉

- ⑪提出書類チェックリスト【交付申請用】（ファイルの最初に綴じてください）
- ①地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告
- ②補助金交付申請書
- ③対象建築物の事業実施計画書
- ④詳細診断結果の写し
- ⑤改修工事の結果、長周期地震動に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書
- ⑥改修工事費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かる書類）
- ⑦区分所有又は共有建築物の場合は、耐震診断実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）
- ⑧建物の登記事項証明書の原本（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）
- ⑨付近見取り図
- ⑩建物外観写真（対象建築物が分かるもの）